

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和4年度第1回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和4年6月14日(水) 午後2時から3時40分	場 所	女性センター 講習室
出 席 者	委 員 ■：出席 □：欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員(会長) ■ 志賀 徹委員
		第2号委員 (市民)	□ 藤井 千賀委員 ■ 須田 利夫委員(副会長) ■ 藤澤 正典委員
		第3号委員 (各種団体の代表者)	■ 赤穂 海佳委員 □ 森村 勝委員 □ 木下 澄子委員 ■ 松島 桂子委員
		第4号委員 (公募に応じた市民)	■ 川本 喜子委員
	庶 務 ( 事 務 局 )	金森部長、五十嵐課長、中島所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 市民部長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について</p> <p>(2) 令和4年度木津川市男女共同参画推進事業等について</p> <p>(3) その他</p> <p>5. 閉会</p>		

会議結果  
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

配付資料について、事務局より確認した。

資格審査について、事務局より報告した。

2. 会長挨拶

会長より、第1回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 市民部長挨拶

市民部長より、第1回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

4. 議事

(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について（資料1～3）

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 令和4年度木津川市男女共同参画推進事業等について（資料4、5）

事務局より、資料を基に説明した。

(3) その他

街頭啓発への参加を依頼した。

5. 閉会

## 会議経過 要 旨

### 1. 開会

#### 開会宣言

配布資料について確認した。

#### 【資格審査報告】

本日、出席者は7名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているため、本会議は成立することを報告する。

### 2. 会長挨拶要旨

みなさん、こんにちは。

この頃ようやくコロナが下火になり、それでもこのような会議等ではマスク着用や、一定の間隔も空けるということが通例化しています。感染者数や重傷者数は随分減っているようですが、またそのうち第4回目のワクチン接種もあると思うのですけれども、随分 with コロナの生活には私たちは割と慣れてきたかなと思います。ところがコロナが少し下火になるのに合わせて世界の状況を見てみると、戦争であったり、あるいは対立行動が目に見えてきて、なかなか解決が難しい状況の中に入り込んでいると思います。私が昨日車の運転中にラジオを聴いていると、今年度の男女共同参画白書が発行され、世界の中での日本の位置は、156か国中120位という非常に芳しくない状況も続いています。世界の報道が増えてきたので会議の状況など見てみると、やはり各国女性の代表が積極的に発言されたり、あるいは運営されている状況の中で、まだまだ私たち日本は隅々から声をあげていかなければいけない時代は続くのかなと思います。そういう中、身近なところでどのようなことが起こっているかということも含めて、あるいは私たちの木津川市の状況について後ほど説明を伺い、個々の事業の展開に活かしていければいいかと思いますので、どうぞ積極的な議論をお願いしたいと思います。

### 3. 市民部長挨拶

本日、令和4年度第1回木津川市男女共同参画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜りましたこと、また、平素から、市行政、とりわけ男女共同参画施策につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、毎年6月23日から29日は男女共同参画週間となっており、令和4年度のキャッチフレーズは『「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ』でございます。女性センターでもこの期間にパネル展示やDVD上映会などの啓発を行い、また、6月24日にはアルプラザ木津にて、男女共同参画週間の街頭啓発を予定しております。性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し合う社会づくりの啓発に取り組む予定でございます。委員

の皆様にもご協力賜りますようお願い申し上げます。

本日はこの後、「審議会等の女性の登用率」などご審議をいただきますが、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに輝く社会の実現に向けて、一層のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【議長選出】

木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、以下の議事進行について有賀会長にお願いします。

### 4. 議 事

#### (1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について

(資料1～3)

事務局より、委員会、審議会等の女性の登用状況等について、資料を基に説明した。

事務局：資料1～3について説明

資料1「男女共同参画の推進に関する評価指標」は、令和3年3月に策定いたしました第2次木津川市男女共同参画計画キラリさわやかプランの施策の推進に関する評価指標です。男女共同参画計画を効果的に推進するために、令和12年度の目標値を設定して取り組みを進めています。

項目1の、「市・(府・国)の審議会における女性委員の割合」は、庁内データで各課に照会をかけています。前計画の最終年度であり市の計画策定時の令和2年度は39.4%。第2次木津川市男女共同参画計画の初年度である令和3年度の市の現状値は38.7%です。そして今年度、令和4年度の市の現状値は40.1%。市の目標値の令和12年度は男女双方が40%以上60%以下と、目標に向かって取り組みを進めています。府の目標値は令和7年度40%。国の目標値の令和7年度は40%以上60%以下となっており、詳細については資料2「木津川市における庁内審議会等の女性委員の登用状況」をご覧ください。令和4年4月1日現在の各審議会名称、総数、女性委員数、女性の登用率、目標値(40%)に対する達成率、公募委員数を表記しています。36～39番は市が組織構成に直接関与できない審議会となっており除外しています。44番は今年度委嘱がなかったということで除外していますので、審議会等は全体で57ありますが、市が組織構成に直接関与できる審議会等の審議会数52、総数773、女性310、40.1%となり、市の目標値の男女双方が40%以上60%以下という今年度の目標を達成しました。

項目2の、「女性委員のいない審議会数」は、評価方法は庁内データで、令和2年度は0、令和3年度は1、令和4年度は1となり、目標値の0を継続できませんでした。該当する委員会は資料2の35番の高麗寺跡史跡整備委員会は総数8に対して女性委員が0ということでした。前回の審議会の時に、それぞれの審議会・委員会の男女の割合もご指摘いただきまして、今年度は各課にもそういった意識をもってほしいと思い、40%以上60%以下に達成しない審議会・委員会についてはピンク色で表示しています。審議会・委員会のほとんどがピンク色になっており40%以上60%以下を達成したというのが数えるほどしかない状況です。35番の高麗寺跡史跡整備委員会は2年任期となっており、令和5年10月3日までということで、おそらく令和5年4月1日現在も0になるかと思いますが、高麗寺跡史跡整備委員会については、第1次整備が終わっていて、令和5年10月3日には終了予定だと聞いています。

項目3の、「市（府）の女性管理職の登用割合（課長相当職以上）」も庁内データとなり、令和2年度の計画策定時は25.3%、令和3年度は22.7%、令和4年度24.2%と、昨年度よりも1.5ポイント増となっています。市の目標は、令和12年度35%ということなので、まだまだ目標には遠い状況です。府の目標値は21%を目標にされています。詳細は、資料3の木津川市における男女共同参画に関する職員の登用状況の⑦管理職の女性割合の、令和4年4月1日現在は総数95人に対して女性が23人ということで24.2%となり、昨年より1.5ポイント増になります。

項目4の、「市（府・国）の男性職員の育児休業取得率」も庁内データとなり職員の休暇は暦年でカウントしています。令和2年度計画策定時28.6%、令和3年度42.9%、令和4年度33.3%と、昨年と比較すると9.6ポイント減となっています。市の目標は令和12年度30%と、目標値は達成していますが母数が少なく、今年6人中2人が取得で33.3%ですが、6人中1人になると大きく数字が減ってしまい、年によってかなり変動がある状況です。市の目標30%をクリアしていますが引き続きクリアするよう努力をしていかなければなりません。府の目標値は全国都道府県中第1位（令和6年度）でとても高い目標です。国の目標値は30%と市の目標値と同じです。

令和3年度に育児休業を取得した男性職員2名に感想を聞いておりますので、ここで紹介させていただきます。職員1は総務部の職員で、土日を含めて19日取得をしています。職員2は健康福祉部の職員で、土日を含め56日取得をしています。「育児休業を取得した感想」は、職員1は「2人目が生まれてから1か月弱の期間でしたが、家族の時間の確保、妻の負担軽減の面でとても有意義でした。仮に取得しなかった場合、生活面で何らかの問題が発生したと思います。」、職員2は「貴重な機会をいただき良かった。」次に「職場への影響はどうだった

か」との質問には、職員1は「取得する前に担当する事業が一段落しており、別の事業が始まる前であったため影響はしなかったと思います。」、職員2は「異動直後だったため、あまり影響はなかった。ただし、コロナの影響で出勤職員数が減った時期と重なり、業務負担は偏りが生じた。」次に「育児休業を取得することに対する同僚の理解はどうだったか」という質問には、職員1「理解があったと思います。少なくともプレッシャーを感じたり嫌な思いをすることは全くありませんでした。」、職員2は「女性が多い職場だからか、理解してもらえたと感じています。」次に「育児休業を取得しているときに何か仕事の連絡調整等を行ったか」という質問では、職員1は「週に1度職場であったことの報告をいただいていた。」、職員2は「休暇期間中に発生すると見込まれる担当業務について副担当への引継ぎ、簡易マニュアルの作成を行った。」次に「職場復帰後の感想」は、職員1は「スムーズに復帰することができ、色々のご配慮していただいたように思います。」、職員2は「もう一度育休を取りたい」という感想でした。

項目5の、「男女共同参画人材リスト登録者数」も庁内データです。令和2年度88人、令和3年度91人、令和4年度92人となり1人増加です。12年度の目標は150人と、まだまだ頑張らないといけないなと思っています。

項目6の、「育児期にある女性の労働力率」は評価方法は国勢調査となります。市の計画策定時（令和2年度）30～34歳は、平成27年の国勢調査で67.8%、35～39歳は平成27年の国勢調査で65.1%です。令和2年度の木津川市の国勢調査の結果が先日出たようで、参考までに数字を申し上げますと、30～34歳は71.4%と前回より3.6ポイント増、35～39歳は70.7%と前回より5.6ポイント増となりました。35～39歳については、市の目標値70%以上を超え目標を達成しています。

国勢調査の担当者との部分が増えたことの要因について話をしましたが、女性の晩婚化や、結婚・出産したからといって仕事を辞めないで引き続き仕事をされている女性が増えているのかなと分析しております。資料1についての説明は以上です。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： 資料1～3についてご意見・ご質問等ございませんか。

委員： 資料2の女性の登用率でピンクの網掛けをしてある部分としてない部分とありますが、達成してないところはピンクの網掛けということでもないような気がするのですが。

議長： 40～60の間に入っているところは白く、40より下と60より上のところもいくつかありますよね。そういうところはピンク色なのでしょうか。

事務局：　そうです。

議　長：　この表を見ると少ないところと多いところとのバラつきが大きいという感じですかね。

委　員：　網掛けをされるなら、40%以下の達成できてないところにだけ網掛けした方が分かりやすいのではないですか。

事務局：　40%以上60%以下という目標値ですので、60%を超える審議会も意識を持ってもらおうとピンクの網掛けにしています。

委　員：　60%超えたら良いのですか。

議　長：　良くはないです。男女が共にということ片方だけに偏らないでということですね。

委　員：　偏らないようにということですね。

議　長：　極端に女性が多い審議会や男性が多い審議会に分かれるのは良くないだろうという発想なのだと思います。これは国に合わせたのですね。

事務局：　そうです。全ての審議会を含めて40%以上60%以下を目標値にしています。6番の固定資産評価審査委員会については3名中女性が2名で66.7になりましたが、これが例えば女性が1名の場合は33.3になってしまいます。どうしても母数の少ないところがあるのですが、なるべく男女が双方にという意識付けのためにこのような表にしています。

委　員：　計画策定の段階で私は委員ではなかったのですが、その時の議論がどうだったか知らないですが、元々この目標を立てるにあたって40%～60%という数字の設定は、まず第1に女性の社会参画を進めるというもので、それと合わせて多様な意見を反映させるということもあるのですよね。女性だけでなく男性も色んな形でとなると40%～60%の60%を超えると逆転現象というか、女性の意見はたくさん入っても男性の意見があまり入らないということになるので、そういう意味でも40～60というような設定だったのかなというふうに思っています。その視点で見て一歩進んで考えると、例えば7番の防災会議は、ほとんど各機関からの代表が当て職になっていて、男性か女性かはこちらから指定できないです。だから市の方で努力はいただけるとしても、なかなか現実的には難しいのかなと思います。例えば45番の歴史文化基本構想策定委員会について、これは多分歴史関係は男性の方が興味が深かったり、関わっている方が多いのかなということで、結果的にはこうなったと思います。正直言いまして、どうしても従来のパターンになってしまうので、少し無理してでもというようなところがあってもよいのかなと思ったりもします。今後は基本構想や計画を策定するにあたってはそれぞれバランスよく入れた方が良くと思いますので、話は戻りますが、防災会議というのは、今後災害の関係は避難所の経営なども含めて非常に身近なことになってくると思うのですが、男性が中心になってきているような計画で本当に良いのかと思います。携わっている方は分かると思いますが、現実的にはどうしても偏った考えになる。仮に制度としてそうなっ

たとして、この場合ですと男性の方が多いわけですが、それなら女性の意見をくみ取れるような補完的な意見を聞くようなことをやっていますかとか、そういうこともカバーするのも現実的な運営としてはあっても良いのかなと思っています。

議長： 数字だけの問題ではなく、双方がある程度いるほうがどの委員会にとってもプラスだと思います。この40～60の60よりも女性が多いところと逆に40より下のところは色を分けるとか、もう少し特徴をつかみやすいように何か工夫をしていただけたらと思います。防災については、9月・10月とか特に災害の多く色々な報道もありますが、避難所の運営だけでなく、例えば避難経路とか考える時に、弱者である小さな子ども連れの方や高齢者の方をどのようにして最初に安全に避難させられるかというアクセス方法を考えるとか、やはり女性が携わっている避難所とそうでない避難所では随分差が出てくるように思います。防災用品では、おむつや生理用品と、女性でないと気付きにくく、また渡したりしにくい物もあるので、やはり男女両方おられるのが望ましいといくつか聞いた覚えがあります。先程の女性委員がゼロの高麗寺の委員会ですが、やはりその道に詳しい方がまず何人かおられて、その多くはやはり大学の教職員の男女構成とも比例するので多くは男性のようです。女性の歴史ファンも増えてきていますが、元々の歴史学者の流れの中ではまだまだ少数派なのですぐには増えないと思いますので、せめて1にしてほしいところですがなかなかそうはならないところですね。公募委員が入ってくると結構女性のそういう声も入れていただけるみたいです。トータルの数字自体がここまで達したということは、一つ前進していると喜んで良い数字かなと思います。

事務局： 今委員の皆様からご意見いただいたとおりにかなと思っていますが、40～60%の設定につきましては、男女どちらの意見にも偏らずというところで設定させていただいています。それぞれの審議会の特性や専門性などにより、先程の当て職等々で委員構成されている審議会等ではどうしても偏りがちになってしまい、全体の母数が少ないところではすぐに数字に影響を大きく受けてしまったりと、なかなか一概に万遍なく40～60の数字に設定していくのは実際問題難しいところではありますが、男女が様々な視点で意見を反映させられるような審議ができるように、取り組みを進められるように意識啓発をしていくことがまず大事なのかなと思っています。先程の防災会議におけます女性の意見を取り入れるような場の設定というところも、国が積極的に進めていこうとしているところをございまして、こちらとしても危機管理課とも事務局で連携しながら女性の視点で捉えた防災時における対応等について、取り組んでいただきたいという働きかけも含めて、それぞれの審議会における様々な働きかけられるところは積極的に事務局と各課と連携をしながら反映させていただけるようにもっていきたいと思っています。

委員： 46番の木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会の新設というのは今年からできたということですか。

議長： 昨年度からですね。

委員： 古い会議ならこれまでの流れもあって男女構成比率の修正は難しいのかもしれないが、新設でも女性の割合が少ないというのが気になります。今すごく児童数の偏りがでてきています。

議長： 地域による児童数の偏りですか。城山台はいっぱいですが兜台はどんどん減っていますね。

委員： そうです。最初だからこそ委員会の男女比率を構成できると思いますが、最初からこういった状況というのはどうなのでしょう。

議長： 私は教育委員を兼ねているので事情を知っておりますが、委員の構成は学校代表から校長先生やPTA、地域代表で地域長さんなど、その地域の中で生活してきて、その学校というものを身近に感じておられる方が選任されています。校長先生は女性も何人かおられますがやはり男性が多く、PTA役員は割と女性が多かったりしますが、地域長さんは圧倒的に男性が多かったりするのがその要因かと思われま。

委員： 小中学校の校長先生やPTA会長さんの場合、校長先生は人事異動がありますし、PTAの会長職は男性がされ、副会長や書記は女性がされることが多いように思います。偶然、男女比が上手くいく場合もあるとは思いますが、なかなか男女比をコントロールするのは難しいですね。

委員： 私がPTAをしていた時は女性が会長をされていました。まだ自治会の会長は男性がするという流れがあるようですが、その辺が変わらなければ、この比率はなかなか変わらないということなんですかね。

議長： ニュータウンではPTA活動を昼間にするとしたら、ほとんどのお父さんは仕事で出られないということが多く、女性が会長になるというのは30年以上前からあります。木津川市も合併の中で過疎に近い地域があったり、女性の声、お母さんの声、弱者の声、LGBTの方の声をどう取り入れるかとなると非常に難しいと思います。でも、流れとしてはそういう考え方も含めて、委員の数だけではなく内容についてそういうふうにしてほしいということについては、この女性センターや男女共同参画審議会としては一致して言えるのかなと思います。

この資料2の審議会以外には、資料3の男性職員の育児休業についてですが、育児休業の数自体は最初に発表された数字がすごく高かったもので、それよりは下がっているかと思うのですが。配偶者出産支援休暇は取得できる最大日数が決まっていますか。

事務局： 木津川市職員の休日及び休暇に対する規則で、出産支援休暇と育児参加休暇はいずれも特別休暇となります。出産支援休暇は2日と決められており、奥さんの出産に立ち会ったり出産されて退院の時に取るという取りかたが多いと聞いています。育児参加休暇は、出産予定日の8週間前から出産後の8週間を経過するまでに取れる休暇となります。2人目や3人目のお子さんを出産される場合に、就学前の上の子がおられる場

合は、その子の面倒を見るということを取ることができます。そのお子さんが生まれてから取るにあたっては、その生まれたお子さんの育児をするということで8週間までに取ることが可能で、期間は5日間となります。

議長： 連続でなくても取れるのですか。

事務局： 連続でなくても取れます。

議長： 両方取れるのですか。

事務局： 2日と5日の両方取れます。出産支援休暇の対象6人に対して1人だけ取っていませんが、退院の時に奥さんはどうされていたのかと思うところです。育児参加休暇は6人中3人しか取っていませんが、休暇を取って育児に関わることも大事なのではないかと思います。

議長： そうですね。取ってもらえたら奥さんにとっても嬉しいところだと思いますね。このようなデータは昨年もありましたか。

事務局： これは毎年載せています。昨年の欄の横に令和2年1月1日から12月31日までの一覧があります。一昨年は、出産支援休暇を7人中5人が取得し、育児参加休暇を7人中6人が取得しています。

議長： 育休は6人に2人取られたということですか。

事務局： ④育児休業取得率の令和3年1月1日から12月31日の期間では、男性33.3%で内訳は対象6人に対して2人が取得しています。

議長： ⑤の対象人数と同じ人ということですか。

事務局： そうです。同じ人になります。

議長： ④育休を取られてない方が⑤を取られる可能性もあるということですか。

事務局： ④育児休業と⑤休暇は別のものになりますので両方取れます。

委員： 今は少なくとも⑤の出産支援休暇や育児参加休暇は100%になっていいのかなという気がします。余程その時に何か業務に支障があったという例外的なことがあったとしても。そうでなければ100%にならないので、まずそこからかなと思います。その職場の課長や管理職の意識にもよるのかなと思います。その管理職の職場の環境作りというか、そういうようなものに影響してくるのかなと。そういう意識を管理職さんが持ってもいいのかなと思いました。

議長： 令和2年から3年12月までといえばコロナがなかなか落ち着かず、各課とも人が減ったり業務は当然増えたりしていた頃でしたね。2年と3年を比べると減っているのが気になりましたが、それは仕方がないのかなと勝手に想像していました。でも今のは大事なことですし、男性はぜひ実家のご両親のお手伝いとかも協力したり、ニュータウンでは核家族が増えてると思うので、子育て日本一の木津川市を目指すということになったら100%取りましようぐらい言ってもいいのではないのでしょうか。これには直接の目標値はないんですよ。

事務局： 直接の目標値ではないです。

議長： また次の時には目標値に入れるということ考えられれば良いのかな

と思いますし、庁舎内での男女共同参画のPRをする時には、育児休業等を取ってくださいとアピールしていただけたら市民の方にも浸透しやすいと思いますので、よろしく願います。

他に意見・質疑は、ございませんか。

(質疑なし)

なければ次の議題に移ります。

## (2) 令和4年度木津川市男女共同参画推進事業等について

(資料4. 5)

事務局より、令和3年度木津川市男女共同参画推進事業報告及び令和4年度木津川市男女共同参画推進事業計画について、資料を基に説明した。

事務局：資料4について説明

1. 毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」となっており、広報誌に関連記事を掲載しました。また、当センターで男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架を実施しました。街頭啓発については、緊急事態宣言が発令されていた頃で準備期間が足りなかったため中止としましたが、代わりに市役所1階に啓発物品を設置するなど啓発を行いました。男女共同参画DVD上映会&おしゃべり会を7月7日に実施し、14名の参加がありました。

2. デートDV防止啓発事業では、例年DV講習会や講演会を行っていましたが、コロナ感染症予防対策のため中止としました。

3. 毎年11月12日から25日までの期間は「配偶者等に対する暴力をなくす運動」実施期間となっており、広報きづがわにDV啓発記事を掲載しました。また、当センターでDV防止啓発パネル展示及びパンフレットの配架を行い、11月19日は平和堂アルプラザ木津で街頭啓発活動を実施しました。

4. 加茂文化センターにて木津川市キラリさわやかフェスタ(男女共同参画フェスタ)を12月5日で予定していましたが、コロナ感染症防止のため中止としました。

5. 男女共同参画講演会もコロナ感染症予防対策のため中止としましたが、講演会の代わりに男女共同参画動画を作成し、YouTubeに投稿して啓発を行いました。

6. 男女共同参画講座では、「親子クッキング」は中止。「男の料理教室」は、実施をする予定で広報誌に掲載し周知をしていたため、申し込みの受け付けをしていましたが、直前に蔓延防止が発令されたため中止としました。申し込みいただいた皆様については、令和4年5月29日

に講座を振り替えてご参加いただき、実施することができました。「女性の法律講座」は3月2日に実施し6名の参加がありました。

7. 相談事業を毎週金曜日の午後1時から3時を相談日と設定していますが、相談日以外でも必要に応じて随時受け付けている現状です。昨年度の相談件数は110件あり、そのうちDV相談は10件です。専門相談（カウンセリング）は0件でした。

8. 男女共同参画推進に関する会議について、本審議会は年2回実施しました。

9. 男女共同参画に関する調査・研究・周知・啓発は、引き続き実施していきます。

#### 資料5について説明

令和4年度も例年とほぼ同じ内容ですが、何年もコロナ禍で実施できなかった事業等もあり、今年度は例年通り実施できたらと思っています。

1. 男女共同参画週間事業として、広報誌への掲載と男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架予定。6月24日にアルプラザ木津にて街頭啓発、6月29日に男女共同参画DVD上映会&おしゃべり会を予定しています。

2. デートDV防止啓発事業について、DV研修会を予定しています。

3. 配偶者等に対する暴力をなくす運動実施期間事業は、11月の週間事業となり、例年通り実施の予定をしています。

4. 木津川市キラリさわやかフェスタは、例年午前から1日開催していましたが、コロナ禍ということもあり12月11日に半日のみでの開催を予定しています。

5. 男女共同参画講演会は職員の人権研修も兼ねており、関係各課と調整をしながら進めていきたいと思っています。

6. 男女共同参画講座の親子クッキングは例年夏休みに実施していますが、コロナ禍ということで延期しています。男の料理教室は5月29日に実施し9名の参加がありました。女性の法律講座も今年度実施する予定をしています。

7. 相談事業は通常通り実施し、今年度も慎重な対応をしていきたい。

8. 男女共同参画推進に関する会議は、本日審議会を含め2回の開催を予定しています。

9. 男女共同参画に関する調査・研究・周知・啓発は、例年通り引き続き実施していきます。

説明については以上です。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： 4年度のデートDV防止啓発事業は、以前は学校の生徒さんやPTA

	<p>を対象にされていましたが、今年はどうのような形でされる予定ですか。</p> <p>事務局： 人権推進課に指導員の先生がおりまして一緒に進めていくのですけれど、先生に学校側へ話をしていただきましたが、中学生だと年間の予定が常に埋まっていて難しいということでしたので、今年度は、教職員や可能であればPTAも対象としてDVもしくはデートDV講演会を進めていきたいと思っております。</p> <p>議長： 教職員とPTAが一緒というのも難しいですね。</p> <p>事務局： 以前にはそういう年もありました。</p> <p>議長： そうなんですか。先生は昼間授業があり、お母さんは子供が学校へ行っている間が都合が良いと思いますし、まだあまり大人数でなく緩めに席が空いている方が安心かもしれませんので、その辺も考えていただきたいと思っております。</p> <p>事務局： デートDVに関しましては、本来やはり思春期である中学生や高校生を対象に啓発できれば良いという思いを持っております。教職員の先生方と相談しながらどのような形で実施するのが望ましいのか現在検討中でございます。やはりデリケートな問題だと認識されている先生も中にはおられますので、教職員の先生方のご意見も聞いて検討していきたいと思っております。このデートDV講演会を教職員とPTAを対象としているのは、児童や自分の子どもがそういった事案に遭遇した時の対処法を認識して理解を深めていただくことを目的としています。今年度の実施方法につきましては、また色々と相談しながら進めたいと思っております。</p> <p>議長： 一堂に会してそんなことを聴くのは照れ臭いけど、Zoomとかでも講演を促したら結構たくさんの方が聴くこともあるし、実際に聴きたいなと思っておられるお母さんやお父さんも多いかなと思います。それも一つの選択肢としてまた考えてみてください。</p> <p>委員： 教職員対象と説明されていた辺りで「デリケートな問題もあって」と言われていましたが、何が問題なのでしょう。</p> <p>事務局： 児童や自分の子どもがそういった目にあった時に、子ども自身がそういう話を聴きたくないと感じられた子どもが実際には過去におられたということを聞いております。</p> <p>委員： 内容の工夫がいるということですか。</p> <p>事務局： DVなので、実際にそういう話を聴くことで恐怖心を感じられるお子さんもおられるということは聞いております。</p> <p>議長： 初めて聴いてショックというよりは、自分自身がもし性的虐待とかを体験した子どもさんがいた場合は、多分みんなと一緒に聴くというのはしんどいことになるんだろうなと想像はつきますね。</p> <p>委員： サラ（※京都SARA 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター）では色々な相談がありますが、デートDVの認識を間違っているから被害にあってしまうということが結構あります。デートDVがどうい</p>
--	---

うものなのかわからないので、自分がデートDVの被害にあっているという自覚がない。やはり教育機関で教えていくことが1番良いのかなと話しています。

議長： いわゆる社会的DVみたいな行動制圧「他の異性と話をするな」と言われることを『愛』と勘違いしているという感じですね。私も割と高校生と話をするのでよく分かります。最初は甘い言葉で誘って束縛が始まり本格的なDVに至ったケースも多々ありますし、家庭の中で元々DVを経験していると両親を中心とした家庭には良いイメージが持てないけども、その代償として自分の相手に自ら束縛されることが愛と勘違いしてしまい、そういう関係に陥ってより原家族と離れてしまうとか。実際、見ることや聴くことが辛い子どもやお母さんがいることは確かだと思います。でも、何も知らないで巻き込まれるよりは、そうなった場合にどう距離をおくのかなど、自分事として考えてもらえるような研修会はやはり必要だと思います。辛いかも知れないが、そういう情報を知らないままより今後のために知っておいてほしいので、研修会をすることは必要だと思います。

事務局： ありがとうございます。今いただきました貴重なご意見を参考にしながら、前向きに広く周知できるように考えていきたいと思っております。

議長： 昨年と一昨年は、コロナの問題で一堂に会して研修等がこれに限らずほとんど中止になっているという問題が大きかったと思います。微妙だからやめとこうということではないですか。

事務局： そうではないです。啓発の方法として、一堂に会する方法もあれば、啓発パンフレットでの周知という方法もありますので、検討して進めていきたいと思っております。

委員： デートDVの研修会にはどなたか講師の方が来られるのですか。

事務局： 講師の先生に来ていただき例年講演会をしています。

他に意見・質疑は、ございませんか。

(質疑なし)

なければ次の議題に移ります。

### (3) その他

事務局： 6月24日にアルプラザ木津で街頭啓発を予定していますので、お時間のある方は是非参加していただけたらと思います。

他に意見・質疑は、ございませんか。

(質疑なし)

ないようですので、これで議事を終わります。

## 5. 閉会

その他  
特記事項

特になし。